

つくば市監査公表第4号

令和2年(2020年)3月31日

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 滝口 隆一

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 滝口 隆一

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第3 監査等の実施期間

令和元年（2019年）10月15日から令和2年（2020年）3月27日まで

第4 監査委員の除斥

監査委員のうち、石川監査委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により除斥とした。

第5 監査の対象

所 管 課 生活環境部 環境保全課

補助金団体 つくば市共同給水組合連絡協議会

第6 監査の範囲

平成30年度（2018年度）につくば市が交付した補助対象事業の運営状況、その他の事務の執行状況

第7 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び団体関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続きは、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
- (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。

(3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

第8 補助金の概要

1 補助金の名称

平成30年度消毒液購入補助金（つくば市共同給水事業補助金）

2 補助金の交付目的

つくば市内における共同給水事業に対し、補助金を交付することにより、上水道が未整備となっている地域の公衆衛生向上を図り、安心して安全な飲用水を供給することを目的とする。

3 補助対象者

つくば市共同給水組合連絡協議会及びつくば市共同給水組合連絡協議会に加入している給水組合

4 補助対象経費

消毒液購入費

（購入価格の2分の1の額 20リットル当たり900円を限度）

5 補助金額

2,749,500円（購入本数3,055本×900円）

第9 補助団体の概要

1 名称 つくば市共同給水組合連絡協議会

<地区別組織状況>

地区名	水道組合数	戸数	人口	役 職				
				会長	副会長	理事	監事	会計
筑波地区	18	878	1,801	1名	1名	4名	-	1名
大穂地区	19	959	3,296	1名	1名	-	2名	1名
豊里地区	27	1,290	4,496	1名	1名	3名	3名	1名
谷田部地区	52	1,918	6,761	1名	1名	7名	1名	副会長 兼務

第10 監査結果

監査の結果、以下の注意事項及び要望事項のとおり、特に注意を要すると認められるものや一部に改善又は検討を要する事務処理が見られたが、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、監査の過程において口頭で注意した事項については、速やかに対応されたい。

【注意事項】

(共同給水組合連絡協議会)

- 1 歳入歳出決算書の繰越金について、単年度における歳入歳出の差引残高のみ次年度に繰り越されていた。今後は年度末における預金残高が明瞭に表示されるよう、決算書の歳入の繰越金へ計上されたい。
- 2 監査報告書において、会計（事業）年度の期間未記載で、監事の名前があらかじめ印字され押印するのみの形式となっていた。
今後は当該会計（事業）年度の期間を記載し、監事が署名・押印した監査報告書を作成されたい。

(所管課及び共同給水組合連絡協議会)

- 1 歳入歳出決算書の決算額と事業報告書の金額に一致しない科目が一部見受けられた。また、消毒液購入内訳書（別紙）と消毒液納入本数報告書においても、

本数が一致しない箇所が一部見受けられた。

今後は複数人で確認するなど、チェック体制の強化を図り、決算書等の精査に努められたい。

- 2 他の給水組合と比較し、消毒液購入本数が突出して多い給水組合が見受けられた。監査当日のヒアリングによれば、漏水などさまざまな要因が重なり、その結果、本数が増加したとのことだが、今後はそのような場合においては、速やかな状況把握に努めるとともに、リスク管理を徹底し使用本数を抑止する対応ができるよう協議されたい。

【要望事項】

(共同給水組合連絡協議会)

- 1 塩素消毒液購入報告書の提出を可能な限り年度末に設定し、購入実績及び補助金交付を会計年度に合わせるよう検討されたい。
- 2 隔年実施している県外への視察研修における宿泊代に飲酒を伴う懇親会費用が含まれていることから、参加者に一部自己負担を求めるよう検討されたい。

(所管課及び共同給水組合連絡協議会)

- 1 年度末には消毒液の在庫品が発生する場合があると思われる。在庫品は換金ができるため、現金と同様なものとして捉え、毎年3月末時点での在庫確認(棚卸し)の実施を要望する。その際は、所管課にて統一的な帳簿の記載方法などのマニュアルを作成し、各共同給水組合への周知依頼を検討されたい。
- 2 監査を通して、共同給水連絡協議会と各給水組合とのコミュニケーション不足が感じられた。今後は消毒液の購入単価のバラツキの解消に向けて検討する上でも、所管課を中心に協議会及び各組合間のさらなる情報共有を図られたい。